

浄化槽設置費補助制度の御案内

小樽市では、次の方を対象に住宅に合併処理浄化槽を設置する際に費用の一部を補助します。

- ① 既存のくみ取り槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する方
- ② ①に該当する方で、既存単独処理浄化槽の撤去も同時に行う方
①に該当する方で、くみ取り槽の撤去も同時に行う方
- ③ ①と②に該当する方で、宅内配管工事も同時に行う方
- ④ 住宅を新築する方

補助金の交付対象について

- 自ら居住又は居住しようとする専用住宅（店舗等との併用住宅は、居住部分が延べ床面積の1/2以上）であること。
- 当該専用住宅を住所地として小樽市の住民基本台帳に登録されていること。
- 設置場所が下水道法に基づく下水道認可区域外であること。
- 設置しようとする浄化槽の処理対象人員が5人以下であること。
- 浄化槽法第21条第1項若しくは同条第3項の規定による登録を受け、又は同法第33条第3項の規定による届出のある者に工事を施工させる浄化槽であること。
- 浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。
- 全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽であること。
- 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録浄化槽であること。
- 申請者が市税を滞納していないこと。

補助金額について

- 次の基準額を上限に補助します。新築の場合は、設置費用のみが対象です。

人槽区分	設置費用補助金額
5人槽以下	414,000円

- くみ取り槽又は単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合は、次の金額を上限額として上記の補助金額に上乗せします。
 - ・ 単独処理浄化槽の撤去に要する費用 150,000円
 - ・ くみ取り槽の撤去に要する費用 120,000円
 - ・ 転換に伴う宅内配管工事に要する費用 330,000円

手続の流れ

- ① 交付申請書を市へ提出する。
※ 補助金交付要綱に定める書類を添付してください。
現地確認後、交付の可否を決定します。
- ② 市から交付決定通知書が送付される。
※ 審査の結果、不交付となる場合があります。
- ③ 浄化槽の設置工事に着手する。
※ 補助金の交付決定日以前に工事着手した場合は、交付対象外です。
- ④ 設置後、実績報告書を市へ提出する。
※ 設置後速やかに補助金交付要綱に定める書類を添付の上、提出してください。
現地確認後、交付額を確定します。
- ⑤ 市から交付額確定通知書が送付される。
- ⑥ 補助金交付請求書を市へ提出する。
※ 指定の口座にお振り込みいたします。
- ⑦ 市から補助金が交付される。
※ 違反が確認された場合は、補助金を返還してもらう場合があります。

※ 予算に限りがありますので、ご利用を検討されている方は、担当までお問合せください。

<お問合せ先> 〒047-8660 小樽市花園2丁目1番1号（別館4階）
小樽市 生活環境部 管理課 業務係
TEL0134-32-4111（内464） Fax0134-32-5032
E-mail : kankyo-gyomu@city.otaru.lg.jp